

## 西宮市国民保護対策本部及び西宮市緊急対処事態対策本部設置要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、西宮市国民保護対策本部及び西宮市緊急対処事態対策本部条例（平成18年3月条例第50号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、西宮市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び西宮市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）の設置および運営に関し、必要な事項を定める。

### (組 織)

第2条 国民保護対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第28条第1項の規定により市長があたる。
- 3 副本部長は、両副市長及び危機管理監をもってあてる。
- 4 本部員は、西宮市国民保護計画に定めるものをもってあてる。
- 5 前項本部員のうち、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び消防団長は、本部長付けとする。

### (指揮権限)

第3条 本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合の国民保護対策に必要な意思決定等については、西宮市国民保護計画に定める順位の方が行うこととする。なお、代行者は事後すみやかに市長にこれを報告し、その承認を得るものとする。

### (本部会議)

第4条 条例第3条第1項の規定による本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部会議は、本部長が招集し、その会議の議長となる。
- 3 本部会議は、保護措置及び武力攻撃による災害対策の実施の方針について決定する。
- 4 本部長は、本部会議を開くいとまがないときは、副本部長、消防局長と協議のうえ前項に掲げる事項を処理する。

### (局 長)

第5条 条例第4条第1項の規定により国民保護対策本部の局、及び同条第3項の局長並びにその事務分掌は西宮市国民保護計画の組織体制と事務分掌のとおりとする。

(国民保護対策活動)

第6条 局長は部長を指揮し、部長は配属職員を指揮監督して、それぞれの事務分掌の国民保護活動を行う。

2 局内における部長の事務分担及び職員の割振りは、局長がきめる。

(総括部、総括課及び総括部担当者)

第7条 局に総括部及び総括課をおく。

2 総括部及び総括課は、西宮市国民保護計画の組織体制のとおりとする。

3 総括部及び総括課は、各局の所管の被害の状況、応急対策の実施状況、その他防災活動に必要な情報を取りまとめて本部に連絡し、本部からの指令、その他の連絡事項を所属の局に連絡することを任務とする。

4 総括部担当者は、総括部の長及び総括課の長をもってあて、あらかじめ定められた場所に常駐するものとする。

(組織体制と事務分掌の運用)

第8条 西宮市国民保護計画の組織体制と事務分掌は、各局が中心となり行うべきことを示しており、災害状況やその規模によっては、本部にて臨時編成体制を執る等の検討を行い、各局間にて事務分担の調整を図ることとする。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。